

編集発行人

株式会社 船井総合研究所 取締役 三上 元 TEL:06-314-3901
 株式会社FPシミュレーション 代表取締役 三輪 厚二 TEL:06-946-8011

決算締切日の変更について

Q: 当社は9月決算法人です。以前から、すべての科目について、月末締めで、決算や税務申告をしていました。しかし、売上げと仕入れについては請求締切日が20日なので、今期から9月20日を決算締切日にしたいのですが認められるのでしょうか。

A: 決算締切日は、原則としては事業年度の末日となります。

しかし、法人税法上、商習慣その他相当な理由がある場合に限り、期末日以前おおむね10日以内の一定の日を決算締切日とすることも認められています。

ただし、継続適用が条件となります。

ここでの「商習慣その他の理由」とは、例えば得意先や仕入先の件数が多数にのぼり、請求・支払の締切日が20日締め・25日締め等となっており、締切日後、事業年度末日までの取引の抽出に相当の労力と時間が必要な場合などを言います。

よって、相当な理由があれば、今年9月決算において締切日を変更し、将来にわたって継続適用することであれば、問題はありません。なんら特別な手続きも不要です。

なお、本来の決算日で原則どおり締め切ることについて支障のない項目については、本来の決算日で締め切るべきですので、特例はすべての項目について統一的に適用する必要はありません。経費については原則通りの締切日としても、問題はありません。

